

強者の戦略

東大日本史のみかた 36 [解答編]

こんにちは。日本史の岡上です。さて、今回は「異国船打払令」に関する問題でした。「異国船打払」というセンセーショナルな用語で知られる法令ですが、その意図を順序立てて考えることのできる良問であったと思います。

一般的な理解（もしくはよくある誤解）に引っ張られることなく、適切に資料文を読み取って解答を導き出していく。そんな東大の日本史らしい問題でしたね。

それでは解説を始めていきましょう。

<江戸幕府の異国船への認識>

設問

A 異国船打払いを命じる法令を出したにもかかわらず、(5)のように沿岸防備を強化しなかった幕府の姿勢は、異国船に対するどのような認識にもとづいたものか。2行以内で説明しなさい。

問われているのは、沿岸防備を強化しなかった幕府の姿勢は、異国船に対するどのような認識にもとづいたものか。まず、当時の「異国船」がどのようなものであったか、資料文から確認してみましょう。

- (1) 1823年、水戸藩領の漁師らは、太平洋岸の沖合で**イギリスの捕鯨船**に遭遇した。…
- (2) 1824年、**イギリス捕鯨船**の乗組員が、常陸の大津浜に上陸した。…
- (3) …幕府老中は、近海に出没する**異国の漁船**については、格別の防備は不要であるとの見解を、将軍に説明していた。
- (4) …それは、海上で廻船や漁船が**異国の船**と「親しみ候」事態について、あらためて厳禁する趣旨のものであった。

資料文(1)～(3)からは、当時の異国船が捕鯨船などの漁船であったことがわかります。また、資料文(4)では、海上で日本の廻船や漁船が異国の船と「親しみ候」事態、つまり交易（密貿易）を行っていた可能性も指摘されており、その異国船が商船であることも読み取ることができます。ちなみに異国の漁船や商船が日本近海に出没した理由は、薪水・食料を要求するものであったことは教科書記述の知識として確認できますね。

強者の戦略

次に幕府の異国船に対する認識をみていきましょう。設問には、「異国船打払いを命じる法令を出したにもかかわらず、(5)のように沿岸防備を強化しなかった幕府の姿勢」とあります。また資料文(3)では、「格別の防備は不要である」とあります。このように当時の幕府は沿岸防備を強化せずとも、異国船打払いは可能であると考えていました。それは、当時の異国船の多くが漁船や商船であり、幕府にとって軍事的な脅威とはならないと認識していたからでしょう。そのように考えると、1804（文化元）年に来港したロシア使節レザノフによる樺太や択捉島の攻撃や、1808（文化5）年にイギリス軍艦フェートン号が長崎に侵入した事件などは、あくまで例外的な事態であると幕府は認識していたことになります。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

【解答例】

A 日本近海に出没した異国船の多くは薪水・食料を要求する漁船や商船であり、幕府の軍事的脅威にはなり得ないと認識していた。(59字)

<異国船打払令の意図>

設問

B 異国船打払令と同時に(4)の法令も出されたことから、幕府の政策にはどのような意図があったと考えられるか。3行以内で述べなさい。

問われているのは、幕府の政策にはどのような意図があったと考えられるか。条件として、異国船打払令と同時に(4)の法令が出されていることを考慮することが求められています。

まず、資料文(4)を確認してみましょう。

(4) 異国船打払令と同時に、幕府は関連する法令も出した。それは、海上で廻船や漁船が異国の船と「親しみ候」事態について、あらためて厳禁する趣旨のものであった。

ここでは異国船打払令と同時に出された法令が「海上で廻船や漁船が異国の船と「親しみ候」事態について、あらためて厳禁する趣旨のもの」であったと説明されています。「あらためて」とあることから同様の趣旨の法令がそれ以前にも出されていること、それにも関わらず日本の廻船や漁船が異国の船と「親しみ候」事態が起こっていることが読み取れますね。それに関連する資料文として(1)(2)を確認します。

(1) 1823年、水戸藩領の漁師らは、太平洋岸の沖合でイギリスの捕鯨船に遭遇した。彼らは、その際に密かに交易をおこなったとの嫌疑を受け、水戸藩の役人により処罰された。

(2) 1824年、イギリス捕鯨船の乗組員が、常陸の大津浜に上陸した。幕府および水戸藩は、この事件への対応に追われた。

強者の戦略

資料文(1)には「彼らは、その際に密かに交易をおこなったとの嫌疑を受け」とあります。漁師がイギリスの捕鯨船との間で密貿易をおこなったか否かは定かではありませんが、嫌疑を受けるような状況、つまり海上で異国船と接触したことがあったのではないかと推論できます。また資料文(2)では、海上での出来事ではないとしても、イギリス捕鯨船の乗組員が常陸の大津浜に上陸し、日本人と接触をした可能性を読み取ることができます(実際、「幕府および水戸藩は、この事件への対応に追われ」ています)。

このように幕府は(4)の法令を出すことによって日本人と異国人との接触を防ごうとしていたことが分かります。

では、幕府は何故日本人と異国人との接触を防ごうとしていたのでしょうか。ここで、思い出したいのは教科書にも掲載のある「異国船打払令(無二念打払令)」の史料です。

…一体いきりすニ限らず、南蛮、西洋の儀は、御制禁邪教の国ニ候間、以来何れの浦方ニおゐても、異国船乗寄せ候を見受け候ハバ其処ニ有り合せ候人夫を以て、有無に及ばず、一図に打払ひ、…

(『御触書天保集成』)

史料では異国を「御制禁邪教の国」、すなわち幕府が禁制するキリスト教の国であるとし、その打払いを命じています。ここから考えれば、幕府が日本人と異国人との接触を防ごうとした目的は、キリスト教禁制の徹底にあったといえます。またそれは祖法とされていた鎖国政策の維持にもつながるものでした。

このように考えると「異国船打払令と同時に(4)の法令が出されていること」の意図も明確になってきます。つまり、(4)の法令でみられた日本人と異国人との接触を防ぐという視点から異国船打払令を考えると、異国船打払令は異国船を撃退することに主眼がおかれているわけではなく(設問Aでみたよう

に、当時の幕府は異国船の軍事的脅威を重くはみていません)、異国船を二念なく打払うことにより、日本船と異国船の接触、日本人と異国人との接触を妨げる政策であったと考えることができるのです。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

B 異国船打払令をはじめとする幕府の政策は、日本船と異国船の接触を防ごうとするもので、日本人と異国人とを隔離し、キリスト教禁制を徹底することで祖法である鎖国政策の維持を意図していた。(90字)

さて、みなさんの解答はいかがだったでしょうか？

論述問題の解答はもちろん一つではありませんので、「これはどうだろうか？」と自分では判断つかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質問などを受け付けていますので、どしどし送っててくださいね。

それでは、今回はこの辺にいたしましょう。次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに！！